蕃ノ録

特別
イ4
1919
33

176339

○赤穂の事を聞の七月十四日）宋海院殿の御と親
を会するのでし　紀州へ流しなどとなりしかの事なれし
海路を渡らんとて庭の仲間もまた伴ふ人家ハ西宮
出でしとアハレやるも哀なる人を見るに客
なるべき書物棚も数個の長持合利首具等も数
秩序もなく雑然たるあり書物棚の男あの者も
を抜けあるまじきなり少人を数えたる
なる人なるべき面白き見るべし和漢書籍を積
みたる棚のもと一二の机火鉢の数なども換へ不
秩序なるなくあるも壮観なるものハ此の広大

38-8861

入山形の金屏風あるを見、金開口傳授を伝授する
ものあるものをうくべし。人の言葉也。金の前も絶
倒とまでゝ傳授をうけ、[illegible]
後相伝やらめ、其[illegible]を[illegible]傳授すべき者あ
るまゝあるべきなれど多弟子おゝ傳授することい実
に絶倒する衆御傳授をもて指をさす指をさす流
汗満身目もくらむ胸とゝろくとその指をさす
指をさして行くこともあれど生場に臨むで
目くらむでもとる能わず、師匠ひとりあり弟子
を教えんでも教えさく悉むの段也まもなる真
剣に稽古金太郎や角陀くて文章の思あり弟子
さんもまた詩歌し涙を流す

○七月十日の夢刊の「国民之友」を読むに栗飯原氏
一九を記るもの
米国の大西洋方面に於てサンチアゴを逃げ込みたる
西班牙艦隊の能力を減ずることを何ものもなる弱
とも考へるべくあらず。慶長サンチアゴを砲撃してい
ま一ヶ六月三日ハ西班牙艦隊の港内なる艦隊
を降伏するの目的を以て米国ハ自ら運送船
を出港口を沈むるの危険を行ひたり。運送船の
名ハ「メリマック」といひ大砲八名の義勇
兵を乗せ之を乗り組み海列する敵の砲火を冒して
目的地の港内に船を進ませ水雷を以て之を
爆裂せしめ乗組員ハ船を跳び上りて本艦隊

協議をもつて好米国会社に北員険の要をあすこ
とを許さいらしもへブリンと大府〻下の国く諸のようを
之れを実のようとなるに而して西的セルヴエラ氏も亦氏義
勇の武し本朝隊と協議をなる米兵に向て表徳す
ることを中止し之れを敵に上げて拙虜の交換を申也
しなくと侍へくる米兵の冒険西的の義心人をも
士武士を無能にしめ撃撃のるすん世他まの出来
るこの思ひなり此を米西戦争の始色と見るべく

○米国書の文例　左の通〻米国書の文例一通を録
する料ようと大人名也ゆくう例

聖書　一部

右米国人ヘンリー、ルーミス氏の米国聖書会社を代表
シ英国人ジョージ、ブレウエスト氏ハ不列顛并外国聖
書会社蘇格蘭英国国民聖書会社を代表シテ
天皇陛下ヘ献上ス儀形式を以て傳献トシテ
御差出ス日御前ヘ差上ル條西氏ハ謝辞之儀
下知御ハ廿日お成合ハ此ハ申進ス也
明治三年丁巳七月十四日　宮内大臣西園寺実則

候書　伊藤博文殿

外国人名聖上ヘの献上ス儀を以ての物
書を以ての役名なるものなるこの人数伺ひて任命
候ハ次の通り外国人ハ我聖上ヘ献上ス

[illegible]
理[illegible]も動[illegible]をそなへんとて[illegible]
[illegible]ハ隠[illegible]
[illegible]一二を云くハ基国[illegible]
[illegible]犬を献ぜ[illegible]
[illegible]犬の極み
[illegible]
[illegible]犬の極やう[illegible]
[illegible]
[illegible]土耳古帝[illegible]
[illegible]
[illegible]

○大人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○三宝式印長[illegible]

めてう獨逸名を廣めたるを八音風と改めたるなり

○七月十六日学校生徒の試験を行ふ此日は午後より

生徒を集め試験の成績を示すべき筆を取ること例の如し

例の者は甲乙丙丁戊の五等に分つ一等は甲と云ふ

の体に杖をつきて出でたる者を云ふ

作りたるものを杖と称し正等と云ふ

これより保に北氏庶作者者夫を配のこれを十搭徒弟

者より教授の順序を問ふ

答ふ順序は一つ作ること計り高

そこと人の号を因形作るなり人名を

投掛と申し、こんとも人名流動作をそこへイカナ

イ僧のあきの投掛と云ふなり

流動作の説明をなしたる後

あり、作は本年学校

九し書を校長に

紀能をもつのみ

因酒を用ひ

の因酒あるの

さるのみ外務

ようなる

ナウニ見えたり

て校長に学校

何の種物を用ひ

師範学校

師範学校

一般に支那の俗謡を

師範と称するの

と吹込む

の絶奇を一度も

又要撮すること

詳すること

一番之印の中国

ばまを廣み

文要を新たに

ものを新たに

まるひろうこと接度接待をなすこと接待係は
四ろあのとをくナンデモ自ら四後人ニナレサウデア
ツタカラ陪ろワラカツタガ自ら心ろし四後言葉を吐
セ豆ル紙ろさんが人う後ろうナンノカンノとろあて五
月蠅ろうこと係ハ西ろ天ろ氣ろ也此生天ろ全ロ
ろ務を果して初邸ろ安を貪ろ欲ろ、ウトメろ云ろ
和し法流使ひなき狀ろ安ろ事ろ殷すろ
悔くろ

○新五郎殺逮ろして文部大臣の要逮を仰ろし者新宮
状行島の石公平を呼し匿出を求めんとろ要ろ平ろ
ハ学校豆ろ狂ろ拒ろ拒絶ろ未だ出ろ余、杉浦重剛江
ろまあ二も五月蠅ろ新郎の宅ハ心柳橋ろ、ろろ言ろ

12 大隈堂校

紙代ろう法新をみすこうろうろ(七月廿三日)
ハ学部長岡文部を部四何、秀邸ろ話ひう金人ろ
のあろを先ろて行きひろ部ろ言し文部を陳ハ銀
法ろ部を務して他ろ者ろを決ろ屋四人
四ろ民間ろ也ろる新ろ後人も四府ろ文ハ主ろ後
人風ろ言ろも言也現ろ時ろ宮業教育ろ傳授ろ
止ろ停ろしろうめき拒ろわろ生ろ伝ろ生
ろ納めろ雖伝ろ四ろ法ろ伝紙ろ言ハ知則ろ犯
ろろ言ハ也犯ろ知ろて言ろ雖ろ新聞
法ろ新ろ四ろ法ろ雖ろ言ろ自四ろ之祖ろ後
文ろ拒ろ人之ろを現ろ言ろ言ろ伝ろ言ろ文
ろ方針ろ示ろ言ろ事ろ文ろ中ろ言ろ言ろ拒ら

す此のお伝もるまでず之れを禁止せんとす
是迄の伝説を輝山内おくの廿九世紀を停止し
を拡きそこを撰ぶの所あり、金八を絲来し新法を
終に毎マナカ法律をこうのそこの不文代て人
輝し流し法文の頭まを幽くすの而して内おを
て八弐人を之れを知るこの第四別りの伝
そこを終すを表しこの内おし印を撰しこと
その新しこの新内表し出伝也之れこの裏伝
の第八院を知るんの元清すのみるこ
○弐を四郎る川上言節う廃要新院に撰す
す法制(法制)の屋也肌本おこの法し陽り
ちを口言こ神物と立し開伝を命じる

これより三百代八四万年更係しあるを過てんなるもの
うて移あ法度う之れを是とするとこの歌の
校を見んの日うこ方の歌の
うの一部とするを見ぶ
○尾張文おを文印易今伝の方針四日言を陸
まこの方史料新に地法材料と伴れ古示義
法を屋に法海をし言を陸ます即ち左
貼付しこの書也
○五廿日の長崎式に内表法也命といの表
に法度を伝し歌方もまこの方を
も方の第法こ歌方こ大関前先
入新を立伝この方材伝をし法法を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

杯を献ずるものあり、酒を加へ、[illegible]
[illegible]の指[illegible]、後の世[illegible]
[illegible]の未[illegible]

○浅田決右衛門の医[illegible]
[illegible]の[illegible]、[illegible]
[illegible]も[illegible]訳[illegible]
患者を看脈を診して
[illegible]「[illegible]」

○往年[illegible]家[illegible]
[illegible]を清[illegible]
[illegible]試験を[illegible]
酒[illegible]

[illegible]刀剣を[illegible]
[illegible]刀剣を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○北海道茶山人を使ひ茶を製する事(九月一日之事)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之れをして戦うしめ之れを恢いまをさしむるの必要
し印を与えて北の陸地を奪うことより日本を捨て
ハめ海あるべき北の敵を撃ち出し敵を
敵地とうるものあるべし 吾や清家セさるものとうと云く
り

○九月十日 北海道新聞 [illegible] 本紙掲載の [illegible] 偶々
都築[illegible]の [illegible] 所為 もまたなつことあ
時を経て [illegible] 伊藤侯の命じ [illegible] 此度
金八十八年 伊藤侯 [illegible] 伊藤
サンは [illegible] 巧 [illegible] 六 [illegible]
の [illegible] ナンデモ安くくと云のことをそれハ

事あるこ廉 [illegible] 如
リヒトリ [illegible] 兄と角 [illegible] 公 [illegible] 暖
の [illegible] 陸 [illegible] 外国の貴族
の [illegible] 家 [illegible] 此後 [illegible] 三
條公の此の邸を [illegible] 敷 [illegible]
[illegible] 言の [illegible] をあとゝめ 準備の [illegible]
りしこと [illegible] 命の [illegible] 物の [illegible]
ルインザニ [illegible] 沈頭一 [illegible]
れ [illegible] 陸 [illegible] 宴 [illegible] 冠式と [illegible]
時の [illegible] 彼 [illegible] 何
ニシロ [illegible] 六 [illegible] 冠式の [illegible] ハ [illegible]
因 [illegible] 宴 [illegible] 式 [illegible] 式

と人のあるまとそのの方法也　武内宿禰の子きんめるを
皇室の尊室たるんたるとなるべし　武内の子孫
なるものハ多くハ尊族也　載冠の行列ハ加ハる
士族の禮服四通りを作りのーく所属とめるんハ
指義もなく脱き棄てるべきものなるんとなれ也
来る幣帛　ひなるとき山路侯爵と世襲の流れを
汲む人とそなるとき一人の男子ハ無ひなる世伝となる
他国の例多くとこんなも動産を売る用法
紀元とて爲しめ定ハ姓名を改めるよ侍従を
りなる高人ハ彼の生まれ変ハる無ず
とさいやりこん又武内の子孫の勢力
なる一端を現わべし　家国豪族の壮大なる

四〇人の町村統代と
同時に帝と繋り合ひとなる一時を出でも指すべし……
此の大式ハ各国せる都の中ほどを結ぶのきく也　新中
仏国の雄を各国と多りんとするなり十四紀を行
なんとなる所　其異なるものを本国を
ゆり家のもと本ものを一あきしことなる京
も人目を驚ろかしし　家義の皇室ハ新に侍従を
設ける山路大使より　山路大使ハ別に
家侍従を設けなる　仏国ハ新に侍従
しなるこんハ稚こなる国あることなる　山路侯の
米国のもとでやとんなる評判の仏者家ハ多郷
なることとなる　三国干渉ハ仏国の加ハりなる

日本と戦し際に新の事あるを察し其者と共に
の未来の関係をも思い為に仏教を洗除
ちんとしたることなく之に先手を加へ候の術
りたるとき猶流の兵式を採ることを以て佛人と冷
過さんとするを以て自己の気のつまると感じ始めの
事 佛教の日本に渡りし時日本戦
後は世界上等佛教の発達来初めその
戦闘 意人と戦する戦争 而
して等佛教の日本に渡し際に深し
七年間大いに師弟を元とするを
なることを三、山部候日蓮聖人 拡と伝教
の人と兵庫にて しかあるのみ 海外 家族

12 大藤豊教

空四天王佛の大後援 社会主義 と
る所以 僧侶を [illegible] 猶四七六日蓮宗
猶等は 新 僧侶 東京の動作を始めとする
猶等は 日清の後 日本軍の戦争 戦争
等 [illegible] 戦争 日一 [illegible] 山部候
向 日本 [illegible] 為 [illegible]
問 [illegible] 候 [illegible]
論 [illegible] 猶等 [illegible]
の日本 [illegible] 所 [illegible] 日本
帝国 [illegible] 上 [illegible]
動 [illegible] 猶等 [illegible]
人 [illegible] 佛 世界 何事

うの起すハを待てのみよせんとすると郡奮之ゆる
諸侯後も黄金の字もなく拒うるこハ黄金の字を
宮と定しく侯あまと憑り海冊を指し業を執
りそこんとうの劉寡のぬうるハ見る能ハとうしも
侯の業を取りまゆ侯らんとうとぬるる珍しく
武せこんとう
○山田奠右の長谷年海こつき石侯級一侯る山田
をまるもうへ順序まをゆす干海のもとにたる
ゆへ待てる拾ゆるるんへ順序とて先ず拾ゆる
を攻撃せることゆず拾ゆるこ侯ゆるい長海山
田を攻撃せるるもまるとと書まを侯て
田く山田ハ実る自ら拒侯攻撃せる侯直のゆゆる海ら

ハとるる侯ゆる彼ハ名を長田を侯ゆを拾て
拾ゆるるハのハ名石侯ゆを拾て
北ゆハ男ハゆるゆるハ名石侯ゆを長田を侯ゆ引
敵国を一端とゆさんとゆすゆるこをゆ侯て
きまゆる自ら書を引て山田を元長ゆる男
なく使ゆを侯ゆハ即関と奠南とゆ
業敵ゆるもし新侯ゆ侯ゆるるる実ハよい
ゆまゆるゆ自侯印の侯拾ゆハ百ゆく
なゆうくゆるんゆること
○長先の術ゆ直ゆゆる海ゆ業少人とゆる花
国こゆひし新国内こ雑名の書きゆしゆる
経冊こ結いつけゆるとゆく見ゆコソ栄業

[illegible]

○九月十四日校友任[illegible]と為さんあり桜山氏外務に[illegible]
[illegible]を外務省に[illegible]
[illegible]
[illegible]

○九月十五日 指令任務ニ伴フ大養ノ教ヲ受ケ
陸軍ニ入ル 陸軍ハ海ニ比シ著代下宿ヲ借キ
ツヽ学校ニ通ヒ日本ノ日本ノ
シクラブノ名ヲ恥ヒ
島田ノ言フ国ニ出ル
ク行ク名ヲ
今ハ四時ニ一味ノ
ヒヲ
ハ
ヒ
ヒ
ヒ

一北海道を云ふて[illegible]法の生徒を中う
人を置上治ふる事[illegible]
書しとなるものもなく[illegible]
内閣に北海道の[illegible]
[illegible]
[illegible]

抑西洋人自由風ハ之れを撰して地租改正徴兵もと
好ずと主張し以て一の旗幟とするなんと雖ども
言葉あれども之れ和漢洋学者流行する所にあ
らんかを之れハ彼等も亦自覚しなること大隈伯全
作松陰先生を推し地租改正徴兵を主張せしハ
徴兵法を用ゆるを好まざるなり故に人民の
意向如何を顧みる所なるを以て先生を代
りて之れを用ゆるを思ひしなり金ハ之れを用
としん伯を京都に訪ふ先生行政教育を
ちさいの地租改正徴兵を主張せし伯ニ之れハ
を僅に之れを推して伯を排徴海ニ之れを
ちらく苦んでいる現内閣も亦能大事も

困るけれども教育も困る大隈伯ハ之れ
大隈伯ハ徴兵法を排し学校を設けんと主張
んでいるこれハ大事なり此時ハ一般ニ
カレテ騒りとなりしなり

○九月十日校舎伯の天命
懐抱して四〇〇余校を罷めしとして学校を
罷めしまい法んすることあるハ大隈ハ
庵学校の設ける高田ニ大隈の益と無くしや
を自分ニ本気ニ教育を学ぶ
こと云ふ所ニ徴兵大隈の業ハ立ちしなく
伯ハ孤立ニ負ニ之れ庵をひくの事ニ伯ハ又
之れを苦みさるを大ニ年しあきに古保

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]五年ぶりを礎とするの考を以て一株の
[illegible]代償八分債を為すの考
畫[illegible]の紙を印刷し十六倍の買入を[illegible]
[illegible]紙百[illegible]の世話[illegible]井[illegible]国雑[illegible]
りなどいくど[illegible]と[illegible]流の[illegible]
[illegible]の件

○廿一日(九月)井上[illegible]の[illegible]日銀の支店
行くと[illegible]株式[illegible]保険
[illegible]多くの保険を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]日[illegible]
国[illegible]の[illegible]

を[illegible]その絵[illegible]
[illegible]の国[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

雷氣をパルソこつアイまるも能言を能るも能ります、雷氣まも世界の大庭大廷一方のもろう
此の美人の書きたる所にて、雲を画くなり
上手なる画工なりしかども、世界の書きたる絵は
つらつらく　雲画のもつあり初め図まを作り来
りたるを見るに、美人の背後上に向き雲の
図く様画きたる、元来人間と云へば、下
界なる内にて雲の上の射る様書のもつらく
なり図まも集まる上の跡文を後を綴るが
人の批評なる潜たきなり（中）
九月市ヶ谷図書館を拝見を拝見を拝見を
読む不図と読み伝の不拝拝一流を拝見
時拝見

（大慶堂）

庸を拝ちたるなるお（中）
上を動きを澎湃深深
拝拝拝を時を多りさを拝を拝を拝を思
ある時白刃方せを宮を拝を拝を数を中
村内夫の方を内を方を陪を文を
まを人を少しが可法書
ツクメを伊を説を言を文を不チコチ法律を拝
をを仕まを仕を言を歳を人を口を七七
得を方を拝を不得の拝の拝の拝を
ようを何を何を拝を拝を拝を
或る馬庭を一言を拝を拝を拝を
を天皇を庭を言を拝を拝を拝を

を見の名義を表するとの如き作者を生ずるに至りしは外人の為に惑はされ仏蘭西人と交通せしめ[illegible]人と[illegible]と云ふ如き[illegible]に[illegible]

○書生今の大臣位に昇ぼり国家八九十四百万人を[illegible]下時を[illegible]知らず百姓同人と[illegible]諸藩[illegible]乃ち[illegible]に乗[illegible]誰[illegible]と云ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

今ハ陸海二大形勢ヲ顧ミレバ実ニ自由ヲ如シ[illegible]
[illegible]ハ二大海ノ[illegible]ヲ能クスト云フ今日
ハ[illegible]人ハ今ノ[illegible]
[illegible]人ヲ[illegible]
[illegible]ヲ以テ奏[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○十月二日[illegible]の紀[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

論ずこれ小説の役割とする役割
を[illegible]する事[illegible]
[illegible]事を[illegible]と[illegible]
[illegible]自由事[illegible]
[illegible]事と[illegible]
事[illegible]
一[illegible]自由事[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

うまれ出でしかのこゞろ也やとおもふも外務卿の
捧げ給ふの義まことあるべしと云へども仮令其
所の人民に伝ふる事あるべきも隨て公の義と
謂へさるべし
政部の其事の一端を報じて曰く五月廿六日(てい)藩
しあの内務卿西郷を訪ひて行きたるに卿宣
き事ありて西郷を通ずべき理なるべ
西郷卿をおもへ面会を得ざるべしと云ふ
せとう挨拶なり先づ立寄りて相の海岸
田を聞うんに前清を見ハすとのさハもと
しかめらるる接の状をうしなひ涙を内お
三郎ちゝ事を以て清人四郎ちゝ清ちゝこん

大慶堂板

らるる事あるべく今日行ふ中勝てべきなる人々と
あるべき旅屋なるべき人々と元閣くこれを書けること
憶ひし行きたるか西郷卿先づ生の書
付を持ちけて自由出来の事なるべし上
らに相衡を以て事情を堂執務仕上
ちなを事中を見多くしてあるを保ちさて
まちけるに就る一を設をを試みるや秘源云
芸の海海のの一を就相を砕ちて新を勤
として如此人まも指して云ふでしハ陸の事
せと疑うとすやの海の例し閣のを之のを黙
るを就ずず内務卿国民の無海を及ぶを指く
この世と叫び一世報くるもめきをつや四月廿

[illegible]

明治一三（一八八〇）年一月（[illegible]）折田（[illegible]）

内務卿初めの内は誰れも法令を厳重に守り[illegible]

[illegible]

[illegible]

る度ごとにけんぶ仕へ行とその二度まべしと言放つまで
の迷ふ事ありてあるべき相屋まべき修行
の氏名銀をひろげ濟ずとも多士尚相屋まる事
なれば一すじ是に見出ずに光つれ散へず此の諸人の新
聞に採用を請求し相屋に行ら給務あるべきお
酒をくしたる其書付を更神とあるべくおもふ
りとなり

彩る報をもくゆる世の方を移りとなる余前番
の法名に作うくを先づ市ヶ久作内侍上こ
宗茶屋をもう淡行ると一日市を見ねこれの
る世界るべ方面山元方面行の本村銀次郎内海

の友人之色をもしが市上大阪市長一少銀も也でもう山
素侍海者の人変化をもう市長を銀も也で
なる山素八倒し沈るの上淡文をもう内の四く後
元美平素洋物を花を挿む生物の四を
ぬん人の祝給をこの人集あ生光頭る祝給を
面を色と金七方四人くを出して話出し銀をもとさ
人の銀をば人の素八地て地の新聞し義を集
中し淡人と一生後倒す山一の淡市方四人四く
地氏中をの方淡を市を移を後市四く
素をの八山四市とを方人をを淡人四くど
ひかををくの淡びをあやおをるをしを後を
八人八四をを白氏文四市四の銀をを後をを

山中氏宅にて談話さまざまに屋敷しまつるの
間をいとまなく芸能をつくし木村金子又山一松本中と
色をなすを仕舞て又本命ず山一を指して新橋と云
むかしの妓楼仙女の如きかの人々云きから
めくせるあばら山一の舞を「用き
節を揃へて芸四一首を謡ひて木村新二郎を
側に招き作法の通り四人くしあの先生をひらき四
くしてかの手本四人くあんへ伊藤修蔵の第也
のお歌のお者なりと先生帰初て大の喜
き山一の前し秋の音をとて新刻大文字をはきし
ぶを除ず一世流風す
○十月二日事あり前角人を送の流次る所商

書を新る形も流さんとする恵俗ごとの乃ち美人四人世
の安の観音と云あるとの所婦人が必を抱くの像すると
も仏典ないとも所走のこと云ふ三郎義経の妻百
さまの金人角年こんを勢よ マリヤ耶蘇を抱く
の像とあるやと美人に話を生成を画ゆと
画うとする雪氣あるを絵を画る西春耕の画
うと人物の観音と云ふ像画を絵る西春耕の画
宅光の西上向きの閑を所る 色多肖像画
光人四人くとみうとハ国る婦人の顔も新る美人うと
イヤと雪氣人黄物しの世るの芸世くき顔面
絵をうさるもはず雪氣あるを海下四人くを閑くを
可とす何ら待ぬ こうとも一つ屋と之事

を以て言葉に沒入を要する美文を弄する者もあるが、[illegible]
先づ外国文を書くものは、[illegible]
[illegible]
すること困難なるべし。と言ひ、[illegible]
も亦一段の進歩を[illegible]
考へて[illegible]と首肯せり。
同日伊太利の[illegible]人の話に、
[illegible]
あくまでも[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

のうちにて本邦の[illegible]を以て鳴を獲る猟
あり一説に曰く「本邦の中に楽
中にては日光山を第一とす」一説にては[illegible]
と言ふの説を[illegible]
[illegible]
同日文部省を訪ひ[illegible]
[illegible]の若い心の間」を[illegible]
[illegible]
[illegible]

人をあまたつかはす所有り又盜賊を罰する掛屋
盜人を捕へこれを高中と名付き義し此月四日
[illegible]今の姿くなる事なれ共
[illegible]
[illegible]
[illegible]

徒を後援する者と皮肉して評（頻繁に）を世に問ふ者
多し先角迅速の氣味はしさを有する白
俗好みの心ゆけば今俗に言ふ商業[illegible]
今成半ばを以て之を見る之れ罪なれ共二三を除く
文学のお[illegible]ひ[illegible]ら捕らへ見おろす[illegible]外山入道
不本意、坊さんなどの[illegible]
坊さんなりを言ふ[illegible]井上[illegible]八例[illegible]久しく見さ
ぬも顔は細長く思いのお[illegible]
[illegible]高い者しめく毛黒く山川[illegible]
[illegible]
[illegible]
長く[illegible]

[illegible]の満腹[illegible]
[illegible]
[illegible]

表もしこと多くなりたるハ方角と彼れこれ多くの事
を為すべき之印者と為すべきを以て皮肉し彼れ
決定之印い方和印紀を以て我れ事を指揮して者は
私之事務を以て数多を取人とするを為の多くを要之う
けて例の大弱なるを問い出しなるかの納ハ知らるるものく
揚るをくハいて身動きもせず必流するを外山もしむ
るく然るかの納高長以上と高高を説明をゆるへん
と従うう方人かの納人以上うるるやハたいうさんを考
へんを十分の生徒の者を預かるを多くの数人を
要する所以、私之事務しおるをしを祝をするを数人
の補助をもるの間を経過するを於ても利益ある
所以を待ちて説を論ず難し矢田

文部省

方法のなきハ時を為ハ方法を例を取り(彼れ考えるを
つ事務と教授の状況を考察すること)平和
之事務しなき出席性を見るに四十名の名を列しあ
るも実際教場に出席しているもの五六名と言うを
生徒例為の為に出席するあり石紀律を乱るるを
地方なるを思ひ出すを思ひ出すもの元の郡も同じ
と考察を為く本郡減俸者を義務の錢四ハ
教育費を立てるを海者を数し校費定額ハ要
徒校の法律を定めるやの採決を
為し校員十七と為すを二十人の多数を以て二法律を
開くの法し未二法律を校員大学部を仰報を
校中学校者の為を出すを為すを考へ

る事「あるべきこと」の目的を都降する修正の外国の学
校を学ぶ事を各方面の意思と認めたるものを
とすることの修正
を為し大学校に之を維持するに就て つとめ外山の如
き国体を弁ずる外国学者の教育を任するときは
共和政体を主張するものも多くなるべし又之れを
する時内閣を設ける場合の一策を講じ置く所の
法律を為すべき論議を為すべき事あるべ
数回し二条あり時局外山家一条に倒産する
ことに就て 又 郡部和 ソレハ倒外 ことを 必ず
りとなるべしと 其味を感じ 此の修正
公平体も協議年を為し一部分に於ては伊藤も協議

を為すべきこと決を採るに大多数を以て修正
通過せしとき 修正しめざるの事 陸海軍
もあるべきに 先ず成規を設しとき
可きこと人数

○十月七日 内閣ちかに開き 憲法発布
の事 伊藤 行き 行き 江藤の後任 行
る 乱市 田に 高知 七人の代議士 何
の為 行政 政務 の 陸海軍 郡
制を変し 自治の機関 簡易
且つ 郡自治体 要する 経費を有する人と称する
まる 関係を 設ける 前 公 告 法 法
所しうと 伺 報 議 議 内

法をあらんとするに在りとす。而して内務省より井上参議の出張後郡を行政区書として存置すること、郡役所を廃止し郡自治体を廃し、その大なる事業は之れを府県に移し、小なる事件は之れを町村に移すこと、往来の便なる郡は自治体を廃し、その大なる事業は之れを府県に移し、小なる事件は之れを町村に移すこと、各町村に受信ある事件は町村役会を設けて処分せしむること、利害の関係する町村も郡の範囲に於て必ず山村を法村と称し同させしめ、ゆるもこれを町村役会に於て処分さしむること、困難なるものは郡会に諮問すること、郡制を廃止し郡役所を廃し郡制を廃するに伴ひ

12 大藤常吉

其の移るべき所を定めんとするも一歩を進めて郡長まで廃せんと欲する論者あり。郡長を廃し郡役所を廃止し、而して郡役所を引つけんとするものあり。郡長を廃止するに伴ひ郡役所を引つけんとするものあり。郡長を廃止するに伴ひ郡役所を引つけんとするものあり。郡長を廃止するに伴ひ

自己体を成すべき筋合とて接続の方法を定め
し既決すべき所を決すべき事柄を
要するに本来郡を自治とする郡の仕事
を自治とする郡の仕事にあらざる郡
所を郡費とする郡費を以て
支出する事を可とするの論
なり

○十月廿四日横浜毎日新聞に
曰く文部の大臣の大臣(大隈)曰く
体育の費を減ずと称する此度人殺し剛の者
印の利益を奪ふ
の今日を云ふ印なんとする云々

例を紙の新聞紙に掲むず義を以て
この論を論ずる方法あり
て年一度を立て
也日本井伊家に於て
博士ハ高等の
故清浦伯爵を設
提出し
なんと就て
のみ
そもそも教育に
とくに
八ヶ元(時年四十)の口カラスヤの八国

論文印の
四五説し上
教育は元
教育に
行政教
論じ
論ずる

四ツ谷の芸者に好きなんだ所謂ものとそうこうんなるいろいろのノンキのものもあるがもとそうふのの好きあるがもと此方に其面目と論じてそうこうのと彼が道徳の存する事を理解するやと一笑す

○十月の頃金沢の方俗を流して帰京し彼が郎と称する為田作人百姓一のものを流して帰京し彼が実に高世の奇物なり彼の記憶の存きものハ如何ものか彼のハ未だ職工のこのように平生苦心し為めの学問をなさしめたるものなる為に職工なるものを此の如く彼ハ職工なるものを此の如く職工なるものを此の如く職工なるものを此の如く彼ハ職工なるものを此の如く彼ハ職工なるものを此の如く彼の慈善家と称するものハ如何

12 大隈

ハ四社なるもの所謂の貧家と称する職工の救助に数ヶ所の慈善家の新聞紙に掲載せしめ之れのみなる自己のお花を義すもの誠にせずと云ふ彼ハ何の為に死しても可なる準備なるのしく病めハ必ずすべからず遺言らしきものを吐き死んと人をして感涙するに堪さしむるドウシテ彼ハ此の病年月四三名の為田作人を為すの所

○彼記憶の存する事を活人として所謂の慈善家と称する事ハ如何

法人とする大いなる仕事を為す法を以て金こそ至ってそんな結果なるあ因を以て困難なるの石使あり且つ彼ら維持法まで命じ行況

の地位にある者は細くまた低くも高くもなければならぬ
国法にて定まる者は細くまた低くも高くもなければならぬ
ことは大名を内閣を組織せんとする上ハ(十三)の大隈伯の
組織を為さんとせば先ず第一の事は伯爵の
あることを知れり二切名こそ伯爵とするも
ことに大石級書生を以て大臣を入れるは
面白くまた一切法律に伯爵特別の
り長き廊下をたどりて行くことこれ日本出
度紙の閉ちる二間位の床の間を作りてあり
伯爵の床の間を作りてあり亦国の浅黄廊
者の二枚うさぎ枝ぎも日枝にて上る海鼠の
帝国をうばうけしてあり立の者例えば客のみの

大藤堂

ことは薩国立枝つくあるは伯の枝葉の
新紙あるべくしもは武家橋本と何ものの
話してあるしいやうに武家は長きの金の廊
めるとの所なるは伯の妙なるしまた長角
立的の所は上おを庭とおもいた
しとくふ書紙して紙を敷きたる
紙はあるの接ぎ方金人間紙を陸は七
しいは伯の例しあるあしくもゆうれいトウデモヨロシイが海年
ミイ君方の生きてをる内のトウデモヨロシイが海年
のあるは伯爵研究をあるとあるは伯爵の
生年紙紙を有し五くべしと伯爵四
一時は伯自ら政治を例しあるは初め自由を

数こを買倒し[illegible]
地の[illegible]
金も[illegible]
不[illegible]
[illegible]川[illegible]

○十月十五日　松田大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
の小児の四米計りの男子を抱きて出て来れり此の小児
は[illegible]
隠しもせず他の[illegible]
児をおとさんとす[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

田舎ちやうちんを開いて大笑ひなる爲をこぼし
つゝあり、やうに喜の用意野菜いとうとん宮内さん
海料理の客をあけも品物
○岩崎氏の宴席に招かれ御客を接待し御客
様に対し誠に面目なく感じ
ます
ある人我に問ふ人の利益を
推すの事和とみなん
くあるべき所為を推すべきも
のを推し所為実況を
ある人推あり以前
ものを推し日報に記事を
ものしの山本を推すと
ものとなる所為

大倉書店

きまりあるものとなるべき所為に
話ある事を山本を推すべきも日報を
！なるべきもの山本を推すべ
きなる海軍省を推すべ
推すものであるべきの
問へとなるべし
小倉し度なるべ
山本に決定
○支那政府の所為果之印
ることは問題長崎
学校とすべし
の所為に生ずべ
き本部のあるべ
話ある事を山本を推すべ
！なるべきもの山本を推すべ
きなる海軍省を推すべ
推すものであるべきの
問へとなるべし
小倉し度なるべ
山本に決定
○支那政府の所為果之印
ることは問題長崎
学校とすべし
の所為に生ずべ

[illegible]

○十月二十三日　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○十月廿四日坂本[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○十月廿六日　聖上尾張之御方を伴ひ給ひ[illegible]
[illegible]
於て[illegible]
く[illegible]
中共和[illegible]
[illegible]
を[illegible]
[illegible]

○十月廿七日　廿六日関東の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

面白き前[illegible]
[illegible]
[illegible]

ひとり感涙を咽ひ、ひとり伏臥の間、ひとり独
さて伝い膳を手にとり、肺肝を披瀝し、乾坤
唐土のことをものがたりて、仏法をあきら
りとも、貴とし、ありがたや、聖人の教、仏
えんとも、伝うべきなり、法心を伏膝もしのべ、
八隅の武多能の道の法を、
きたるやの法心をおぼえ、
ある校班八今日(廿七)、あんの間、陸下に謁見を賜わ
ぬと奏上する安らし、
ぬを奏上する云うん自由の重し、菩提
峠邦樹)と、ふ、ふ、ふんを、
の取扱を、なるとし、
仏大慶光

つき、菩提像がいえんを、
林校のしあるを、
きるを、菩提像がいえんを、
つちをは本ちゃ、
車風に代はるを、
ふ、ふ、ふ、邦樹、
少くは、陸下は校班の
伝を、有難いりと、
道をおきらは、
下のうち、
きはをふ、
事、
つき、菩提像がいえんを、強てもさしめんとの方力を、
林校のしあるを、辞退を、
きるを、菩提像がいえんを、
つちをは本ちゃ、本村の稲の用、
車風に代はるを、
ふ、ふ、ふ、邦樹、
少くは、陸下は校班の
伝を、有難いりと、
道をおきらは、
下のうち、
きはをふ、
事、

の方に渋しと自恣あるを迷惑する望之をかしてそう拵れる
りと云ふ云て也実否異事なれども
稚うもう能はさりし
○尾張之方面能もちろんさまあり秋くるとなし
あれば用捨し云云なりと新之まる文おに陸奥氣
こもあり
○本村の紙すくを本三郎の方にて紙すき紙の
あしは紙稚此つ百四つ紙に仕くそこ尾に陸奥
紙じのようきこの也 五十番の収入をければ
るる文ゆるりあるしめるこすくきと新出新して作
紙ろ也しい紀さそをゆき少位め作る者を高
の拵之大丈夫デスあへ金う庭又うまもと不果

慶大藤井館

ーて来るのこ大金を新木るこのあく金うあく庭又
りても陸ろ用ることあるこめるを注ゆるこえんをあもよく
利用するやい実うを紙と頭を寄すす重宝一紙
也
○岩手琴石八一四八二三寸四こ高を指いる紙の大
山師を骨女王を芸女王 彼くるる尾の
尾用代の銅を山を用るは尾代銅を
を岩手の新をを式をを人を出を信をを
四ろ三ろ四一の也 然れども銅の新を
解しうをきを有ある アクをて美 也しえハを 詩也
試験をこを沈も岩手四ろ美也しるを写ハず
とをを新を三番して乱ます也 ゆ尾四ろ紙

すすきの穂のもとをとりあつめ莫大紙にて塗抹する
こと小寺殿と洗ひ清めたる三個のつぎめあり〳〵とも
へきぞロあるいんなんなんぞ其色紫を帯びまぎらう
方なき唐代のものとは仏教耀と思ふこと云ふ訳
千四百年ゑ迄也七僧を拵へ刀を差と之んを雑か
ゑを弥勒と此平を同じきものあんなも物に年代の
ものしきものあるをよきに一日陛下の叡覧に供し
奉ひ此元しの弥勒を作れる八僧ゑんを云ふす陛
下八微笑し給ひ表しきがゑゑ心候の子と交易と
んゑを戒め給ひしは庵ゑん八五三年神武
と上陛下もお笑ゑゑゑゑゑゑと陛下も賞
美表を奏聞し給ひ御ゑを御おゆ表易ゑ花

（傍ニ）
瓶へ夏の刃ゑゑゑゑいつも見ひさせ事あ下仏
徒人清ゑと云んを言ふゑる蔵しゑゑ陛下に生傳ら
下おのしゑゑゑ之んを見向も化なまるず云んゑゑや
不思やも別人ゑゑんお考しゑゑ仏徒が勝すゑる
ゑんゑ此代ゑゑゑゑ仏徒ゑ仏さゑ元の

○十月二十分　ゑ彩ゑ紙を図する自画此三
大仏殿の清ゑ高ゑを表ゑゑゑ表らさりしことを
ゑゑゑゑゑゑ又法陸面表下ゑ表面ゑし
ゑも記録しあ十年延長しくゑゑゑゑゑゑゑづこ
ん日を義をひ心も義付のゑ了彩法力を奏を
し清ゑる法号まんゑ脱ゑんしめし

一陸奥国の[illegible]さん[illegible]六月[illegible]
[illegible]の際[illegible]自一[illegible]
[illegible]
[illegible]

能のあるを例ばば[illegible]の[illegible]を接後を
みるも及ぶを[illegible]ものあるべし

一田中定歌(宗弟)の妻を面と接をとすまをし於[illegible]
を探さもあんとを河内国人川内とお接と上田
森郡[illegible]北本をしを田中を行いしめ[illegible](田中
も左衛人を[illegible]と[illegible]を[illegible]流を捕[illegible]
清しも相坂の流のあるもの[illegible]大[illegible]流を捕[illegible]
[illegible]ものをとを知れしとを相坂の先の田中を
自家と自信あるとの[illegible]と誤認しすをとを[illegible]
しをうのある敗をを[illegible]りとるをとを云ふ
[illegible]の[illegible]を[illegible]百[illegible]をを[illegible]
しをををの[illegible]の運命を[illegible]を[illegible]

12 大慶法師

まをもきやめるをも[illegible]をを[illegible]
お[illegible]を[illegible]を[illegible]
北[illegible]一日を清[illegible]
[illegible](左[illegible])を[illegible]
を清[illegible]
し者を[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
田[illegible]
[illegible]
と左のあり

何[illegible]も聖[illegible]
[illegible]人を[illegible]

言上仕候事を表方さこそとやのもとへ取扱ひ
あるを後日ひとりとなりしも伊の表方こそ
と御ゝ思ひとり武家御勝手向
こそ以ての儀伊尾張こそ諸事の内之の下り
願書を作りて出ること永初尾張の住ひ代住作後
長崎を以て内意を伺ひ給ひのや大限伊大の
奮張し尾張前を世子の言のめきるもあり
くれつゝ陛下御くしし召さるる於て之れを
表方にて決せしに主を筋骨を抜之
と御後出を以て上げ陛下い之れを中
奏このせん、ついに以ての御誤あるを直接先の
次第を云へんとの大限伊表向を命ぜんとの

旨聖上の仰せ尾張前を世子の言ることを
りと思ひ御のも之れを云々して事六ケ敷
ず於て内実の為めに不和を尾張伊
の為めに能めんと新たに之れを内実伊
と関係とすることを拒伊ありて故に
尾張の後任を指名せんとの議を於て諸人
のすゝしと仰せられや大限伊陛下の聖意
のあるを存じ上げ以て胸中にあり主と自ら伊
任を出でず上げ以て伊を伊と北
表向に所の大限伊の内実伊の事伊
あるべく上げ陛下お御勝手
んと仰せられ陛下い御勝手

又板垣の奏上する所に云はく板垣陸軍大臣
さらばまもなく出発せんと欲す
と見る例へば内閣の内閣を倒すは自由党
内閣をつくるとの言葉の意味の創
武断政治を決して元首と雖も一の臣下たる
位のことなり
陸海両相を板垣、原敬に出せ
陸軍大臣を出せを仮令
る伊藤総理の力量
又板垣入閣原敬
二あらずとウテもよ

大隈伯

まるしやうる
此切腹なる陛下の御思召なるも大隈
伯爵と雖も至誠なる而して伯の此
の決意は如何なるも未だ思ふに足る
伯の行程の如きも敢て怪しむ
而して板垣も余を辞職の意を決して
次(後)を以て雲に隠れ
十分なる如何
る禮をもあらんと
所の内閣なる自由党の辞職の確
なる然るも伯は決して
のまあらんを恐れ

無念の存ぜし快潤と考へられ
北野を切る金子数人斎の話人初めて知
屑を聞き大喜びの者は
伝聞人報ずれ事は古代修行者の話しを海
と金子山御公儀隆下の御業修験をつとめる
事しあれば隆下の御業思ひ出さる
氣の使ひ方ひ方山伏の生涯
の上流しを中きたることあり山伏関西の一御子
れいたの信濃伝廿歳ら隆下のお側あるて
おおるをつとめるる的生涯を修行を
たる隆下しうる上聞を聞しあるお側をるとき
ろ隆下北野書者用只北野ありしが

隆下のあるも四家報のお人をそろうく氣のつ
まる隆下しゆりも土口あるの内一りの丈の中を出る
ありも氣の使ひを通ものの話一つを聞きる 私も郎
原信の小信、郎の方の龍あるもあるもきんの折る屋のそ
隆下の北陸修験を云ひ郎人さ十ることもありしが
所る博多を誰の信濃見とまることあんへ出と伝
と立ち出はらん微笑も海ろ絵の又写磨公
金で家賜を絶うんて隆下家の業報をお
冬西信見の折も式のめく時る座待あるのそも
片言も口ひるるの家ろ狩り公家る指もの写
ろ家ず伊年巳代沿寺牧海原花ろしとき
の風き方良ろんへいろく細やうるる お話しあらん

うのめく推測するも法なしと云ふ次第のものなれば
すべて伊藤氏の心の動きを推測するに元来氏の式を
きらひ お許さるゝと雖ども次第の次第のものなるべしと
言葉巧みに此儀を申出でさる所行を見るに
んか古限俗と同様の意味あんの如く信じ元持ち
陛下をお許し出でらるゝ所行を斟酌するに所も
尊いろ〳〵お話しの中に指摘ともなすと言葉
古限と云ふを伝へ古限も無論と云ふ
意味にしよ俗へ申すべしけんと云ふ事柄
のゆめ意味にそうなれば自ずと上品に公式狩猟
招見の時とそうなんの古限陛下俗へ伝へ時の言
まんる式のめく方法なるべしと言葉も多数

そもの法の拝礼をうしと云ふ陛下の儀式と
式を立んじさせらるゝ言葉を申上げ
んする意味を伝ひさせらるゝ俗も支那新解の
ふるの及ばさるこゝを存じ之四字の御動作
日本上古の御動作
陛下の出るきこそいもなる

12 大庚堂製

閲覧室

12 大慶堂板

明治三十一年
七月

春城学人